

○ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（リスク・ウェイトのみなし計算）</p> <p>第四十七条の五 標準的手法採用組合は、保有するエクスポート・ジャーマー（出資の性質を有するものに限る。以下この条、第一百二十四条第七項及び第一百四十二条において「保有エクスポート・ジャーマー」という。）のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。</p> <p>2 標準的手法採用組合は、保有エクスポート・ジャーマーの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下この条、第一百二十四条第七項及び第一百四十二条において「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポート・ジャーマーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体（以下この条及び第一百四十二条において「事業体」と総称する。）の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスポート・ジャーマーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

一 当該標準的手法採用組合により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3

前項の場合において、標準的手法採用組合が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用組合を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。

この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4

標準的手法採用組合は、第二項の場合において、保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されている場合には、当該エクスボージャーについて当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いることができる。

前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 標準的手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以下この条及び第一百四十二条において「資産運用基準」という。）が明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有す

る事業体の総資産の額で除して得た割合を、保有エクスポート・ジャーニーのリスク・ウェイトとして用いることができる。

7 前項の場合において、標準的手法採用組合が保有エクスポート・ジャーニーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用組合を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8 標準的手法採用組合が、第二項又は第六項の規定により保有エクスポート・ジャーニーのリスク・ウェイトを算出するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定める値を乗じる調整を行つてリスク・ウェイトを算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセントとする。

一 第二項のリスク・ウェイト 事業体の総資産の額を純資産の額
で除して得た値

二 第六項のリスク・ウェイト 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

9 標準的手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポート・リージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定める比率を当該リスク・ウェイトとして用いることができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五десятを超え四百パーセント以下 四百パーセント

10 標準的手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポート・リージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いるものとする。

(S A - C C R)

第五十一条 「略」

〔2 ～ 16 略〕

(S A - C C R)

第五十一条 「同上」

〔2 ～ 16 同上〕

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max \left[\left\{ \sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0) \right\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0 \right] \\ + \max \left[\left\{ \sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times \left(1 - H_{C_{MA,collect}} - H_{fx_{MA,collect}} \right) \\ - C_{MA,post} \times \left(\overline{1 + H_{C_{MA,post}} + H_{fx_{MA,post}}} \right)$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

V_{NS} は、NSに含まれる取引の時価の合計額

C_{MA} は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{C_{MA,collect}}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

$H_{fx_{MA,collect}}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$C_{MA,post}$ は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手

方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方による倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$H_{C_{MA,post}}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ

$$RC = \max \left[\left\{ \sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0) \right\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0 \right] \\ + \max \left[\left\{ \sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times \left(1 - H_{C_{MA,collect}} - H_{fx_{MA,collect}} \right) \\ - C_{MA,post} \times \left(\overline{1 + H_{C_{MA,post}} + H_{fx_{MA,post}}} \right)$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

V_{NS} は、NSに含まれる取引の時価の合計額

C_{MA} は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{C_{MA,collect}}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

$H_{fx_{MA,collect}}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$C_{MA,post}$ は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手

方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方による倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$H_{C_{MA,post}}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ

調整率

HfxMA, post)は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポートヤーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

18
〔略〕

(期待損失額)

第一百二十四条 〔略〕

〔2～6 略〕

7|| 内部格付手法採用組合が、第一百四十二条の規定により保有エクスポートヤーの信用リスク・アセツトの額を算出するに当たり、同条第二項の場合において、保有エクスポートヤーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポートヤーが含まれるときは、当該エクスポートヤー（同条第一項に規定する保有エクスポートヤーに相当する部分に限る。）の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセツトの額の合計額)

第一百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセツトの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエ

調整率

HfxMA, post)は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポートヤーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

18
〔匡上〕

(期待損失額)

第一百二十四条 〔匡上〕

〔2～6 同上〕
〔項を加える。〕

7|| 内部格付手法採用組合が、第一百四十二条の規定により保有エクスポートヤーの信用リスク・アセツトの額を算出するに当たり、同条第二項の場合において、保有エクスポートヤーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポートヤーが含まれるときは、当該エクスポートヤー（同条第一項に規定する保有エクスポートヤーに相当する部分に限る。）の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセツトの額の合計額)

第一百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセツトの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエ

クスボージャー、リテール向けエクスボージャー、株式等エクスボージャー及び証券化エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセツトの額（購入債権、リース料（第百四十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセツトの額を含む。）、第百四十二条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセツトの額並びに第百五十四条の二から第百五十条の四までの規定により算出される信用リスク・アセツトの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百四十二条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスボージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセツトの額の合計額

〔二～四 略〕

（マチユリティ）

第一百三十三条　【略】

〔略〕

3 2 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスボージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチユリティは、一日以上の実効マチユリティを用いるものとする。

クスボージャー、リテール向けエクスボージャー、株式等エクスボージャー及び証券化エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセツトの額（購入債権、リース料（第百四十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセツトの額を含む。）、第百四十二条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額及び第百五十四条の二から第百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセツトの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセツトの額の合計額

〔二～四 同上〕

（マチユリティ）

第一百三十三条　【同上】

〔同上〕

3 2 第一百三十三条　【同上】

「一・二 略」

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

四 「略」

〔457 略〕

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセツトのみなし計算)

第一百四十二条 内部格付手法採用組合は、保有エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に算出しきくことができないときには、当該保有エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額をこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 内部格付手法採用組合は、保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等のエクスボージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該エクスボージャーの額に当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額として用いるものとする。

一 当該内部格付手法採用組合により十分かつ頻繁に取得されていること。
二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、内部格付手法採用組合が保有エクスボージ

「一・二 同上」

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四 「同上」

〔457 同上〕

(信用リスク・アセツトのみなし計算)

第一百四十二条 内部格付手法採用組合は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に計算しきくことができない場合で、当該エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなどきは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセツトの総額をもつて当該エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額とすることができる。

2 前項に規定する場合において、当該エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスボージャーが含まれており、かつ、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスボージャーが占めるときは、当該エクスボージャーの額に、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスボージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額とすることができる。

3 内部格付手法採用組合は、保有するエクスボージャーの信用リス

ヤーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用組合を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第百二十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「信用リスク・アセツトの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセツトの額を含むものとし、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第百三十二条第五項又は第二百四十条第五項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセツトの額とする」と、同条第二号中「と読み替えるものとする」とあるのは「と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

ク・アセツトの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポートの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなときは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセツトが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取つた場合の信用リスク・アセツトの額を当該エクスポートの信用リスク・アセツトの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクスポートについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 当該資産について内部格付が付与されていること。

二 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部格付」という。）が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 内部格付手法採用組合は、保有するエクスポートの信用リスク・アセツトの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポートの信用リスク・アセツトの額を当該各号に定める手法により算出するものとする。

一 内部格付手法採用組合が第百二十二条第二項の規定により株式等エクスボージャーに標準的手法を適用している場合において、保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスボージャー

クスボージャー 前条第三項第一号に掲げる手法

二 内部格付手法採用組合が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスボージャー

（前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスボージャーを除く。） 前号に定める手法

三 前号に規定する保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスボージャー 第二百三十二条に規定する外部格付準拠方式

5 内部格付手法採用組合は、第二項の場合において、保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときは、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを当該エクスボージャーに適用して当該総額を算出することができる。

6 前項の規定により保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出する場合にあっては、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を、次の各号に掲げる当該エクスボージャーの区分に応じて、当該各

いて、同項中「保有する株式」とあるのは「保有するエクスボージャー」と、「株式等エクスボージャー」とあるのは「エクスボージャー」と読み替えるものとする。

一 保有するエクスボージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。

二 保有するエクスボージャーが金融商品取引法第百九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 保有するエクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。

5 内部格付手法採用組合は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であって、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスボージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスボージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額とすることができます。

6 前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この場合において、「株式等エクスボージャー」とあるのは、「エクスボージャー」と読み替えるものとする。

号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポート・ジャヤー 前項の第三者を当該株式等エクスポート・ジャヤーを直接保有する内部格付手法採用組合とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポート・ジャヤーにあつては、第二百四十二条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポート・ジャヤー 前項の第三者を当該証券化エクスポート・ジャヤーを直接保有する内部格付手法採用組合とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポート・ジャヤーにあつては、第二百三十二条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポート・ジャヤー以外のエクスポート・ジャヤー 前項の第三者を当該エクスポート・ジャヤーを直接保有する標準的手法採

用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たつては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額」（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7| 内部格付手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであって、資産運用基準が明示されているときには、保有エクスポートの額に、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポートの信用リスク・アセツトの額とすることが

できる。

8|

前項の場合において、内部格付手法採用組合が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスボージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスボージャー 当該内部格付手法採用組合を当該株式等エクスボージャーを直接保有する者とみなして、第一百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスボージャーにあつては、第一百四十二条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスボージャー 当該内部格付手法採用組合を当該証券化エクスボージャーを直接保有する者とみなして、第一百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスボージャーにあつては、第二百三十二条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとす

る。

三| 前二号に掲げるエクス・ポージャー以外のエクス・ポージャー 当
該内部格付手法採用組合を当該エクス・ポージャーを直接保有する
標準的手法採用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用す
る。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは
「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、「第六
節」とあるのは「第四章第六節」と、同項第一号中「次節」とあ
るのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三
節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当
額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六
条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商
品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与
信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た
額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに
長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

9| 内部格付手法採用組合が、第二項又は第七項の規定により保有エ
クス・ポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、
次の各号に掲げる割合に当該各号に定める値を乗じる調整を行つた
上で信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、当
該調整の結果として得られる割合が千二百五十パー・セントを超える
場合には、当該割合は、千二百五十パー・セントとする。
一| 第二項の割合 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た
値

			二 第七項の割合 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの
10			内部格付手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項の適用を受けることができないとあって、保有エクスボージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該保有エクスボージャーに用いて信用リスク・アセツトの額を算出することができる。
	11		一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント 二 二百五десятを超え四百パーセント以下 四百パーセント
			内部格付手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすこと
			ができず、かつ、第七項及び前項の適用を受けることができないと きには、保有エクスボージャーに千二百五十パーセントのリスク・ ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するものとする 。
		(情報の利用)	
2	第百六十二条	〔略〕	
2	〔略〕		
3	内部格付手法採用組合は、エクスボージャーに対して格付を付与し、又はエクスボージャーをプールに割り当てる際の主要な要素と		
	第百六十二条	〔略〕	
2	〔同上〕		
3	内部格付手法採用組合は、エクスボージャーに対して格付を付与し、又はエクスボージャーをプールに割り当てる際の主要な要素と		

して外部信用評価機関又はそれに類する機関（第二百八十九条第三項第三号において「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（第二百七十六条第二項第三号及び第二百八十九条において「外部格付」という。）を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れるものとする。

（株式等エクスボージャーに対する内部モデル手法の承認）

第二百十五条 内部格付手法採用組合は、第二百四十二条第七項に規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、行政庁の承認を受けるものとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額(K_{CMi})に十二・五を乗じて算出する。

〔一～四 略〕

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分 i とともに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分 i ごとに算出する。この場合において、 $\overline{DF_{cep}}$ が当該区分 i とともに分別管理されていないときは、当該区分 i との $\overline{DF_{cep}}$ は、 $\Sigma_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

して外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

（株式等エクスボージャーに対する内部モデル手法の承認）

第二百十五条 内部格付手法採用組合は、第二百四十二条第七項に定める内部モデル手法を用いる場合（第二百四十二条第四項において準用される場合を含む。この場合、この款において「株式等エクスボージャー」とあるのは「エクスボージャー」と読み替えるものとする。）は、行政庁の承認を受けなければならない。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七 [同上]

〔一～四 同上〕

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分 i とともに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分 i ごとに算出する。この場合において、 $\overline{DF_{cep}}$ が当該区分 i とともに分別管理されていないときは、当該区分 i との $\overline{DF_{cep}}$ は、 $\Sigma_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

	2 〔六・七 略〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	2 〔六・七 同上〕

○ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（リスク・ウェイトのみなし計算）</p> <p>第四十七条の五 標準的手法採用組合は、保有するエクスポートジャーニー（出資の性質を有するものに限る。以下この条、第一百二十四条第七項及び第一百四十二条において「保有エクスポートジャーニー」という。）のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。</p> <p>2 標準的手法採用組合は、保有エクスポートジャーニーの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下この条、第一百二十四条第七項及び第一百四十二条において「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポートジャーニーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体（以下この条及び第一百四十二条において「事業体」と総称する。）の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスポートジャーニーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

一 当該標準的手法採用組合により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3

前項の場合において、標準的手法採用組合が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用組合を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。

この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4

標準的手法採用組合は、第二項の場合において、保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されている場合には、当該エクスボージャーについて当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いることができる。

前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 標準的手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以下この条及び第一百四十二条において「資産運用基準」という。）が明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有す

る事業体の総資産の額で除して得た割合を、保有エクスポート・ジャーニーのリスク・ウェイトとして用いることができる。

7 前項の場合において、標準的手法採用組合が保有エクスポート・ジャーニーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用組合を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8 標準的手法採用組合が、第二項又は第六項の規定により保有エクスポート・ジャーニーのリスク・ウェイトを算出するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定める値を乗じる調整を行つてリスク・ウェイトを算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセントとする。

一 第二項のリスク・ウェイト 事業体の総資産の額を純資産の額
で除して得た値

二 第六項のリスク・ウェイト 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

9 標準的手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポートのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定める比率を当該リスク・ウェイトとして用いることができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五десятを超え四百パーセント以下 四百パーセント

10 標準的手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポートに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いるものとする。

(期待損失額)

第一百二十四条 [略]

〔2～6 略〕

(期待損失額)
第一百二十四条 [同上]
〔2～6 同上〕

7 内部格付手法採用組合が、第一百四十二条の規定により保有エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、同条

第二項の場合において、保有エクスポートの裏付けとなる資産

〔2～6 同上〕

〔項を加える。〕

等の信用リスク・アセットの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポートが含まれるときは、当該エクスポート（同条第一項に規定する保有エクスポートに相当する部分に限る。）の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

（内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第一百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポート、リテール向けエクスポート、株式等エクスポートに加え証券化エクスポートについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第一百四十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第一百四十一条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポートの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第一百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第一百五十四条の二から第百五十条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第一百四十二条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポート、その他資産及

（内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第一百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポート、リテール向けエクスポート、株式等エクスポートに加え証券化エクスポートについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第一百四十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第一百四十一条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポートの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第一百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第一百五十四条の二から第百五十条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセツトの額

の合計額

〔二〕四 略

(マチユリティ)

第一百三十三条 略

2 略

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスボージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチユリティは、一日以上の実効マチユリティを用いるものとする。

〔一・二 略〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

四 略

〔4 5 7 略〕

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセツトのみなし計算)

算)

第一百四十二条 内部格付手法採用組合は、保有エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に算出しができないときには、当該保有エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額をこの条に規定するところにより算出するものとする。

〔二〕四 同上

(マチユリティ)

第一百三十三条 同上

3 同上

〔一・二 同上〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四 同上

〔4 5 7 同上〕

(信用リスク・アセツトのみなし計算)

第一百四十二条 内部格付手法採用組合は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に計算しができない場合で、当該エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなどきは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセツトの総額

2

内部格付手法採用組合は、保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等のエクスボージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該エクスボージャーの額に当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額として用いるものとする。

一 当該内部格付手法採用組合により十分かつ頻繁に取得されて用いるものとする。

二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、内部格付手法採用組合が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用組合を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第百二十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「信用リスク・アセツトの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセツトの額を含むものとし、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第百三十二条第五項又は第二百四十条第五項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信
用リスク・アセツトの額とする」と、同条第二号中「と読み替えるものとする」とあるのは「と、同項第一号中「与信相当額」とある

をもつて当該エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額とすることができる。

2

前項に規定する場合において、当該エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスボージャーが含まれており、かつ、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスボージャーが占めるときは、当該エクスボージャーの額に、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスボージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額とすることができる。

3

内部格付手法採用組合は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなときは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセツトが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取つた場合の信用リスク・アセツトの額を当該エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクスボージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 当該資産について内部格付が付与されていること。

のは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法採用組合が前項の規定により保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を当該各号に定める手法により算出するものとする。

一 内部格付手法採用組合が第二百二十二条第二項の規定により株式等エクスボージャーに標準的手法を適用している場合において、保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスボージャー 前条第三項第一号に掲げる手法

二 内部格付手法採用組合が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスボージャー（前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスボージャーを除く。） 前号に定める手法

三 前号に規定する保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスボージャー 第二百三十二条に規定する外部格付準拠方式

二 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部格付」という。）が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 内部格付手法採用組合は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスボージャーが次の各号に掲げる要件を満たしていく限りにおいて、前条第七項に規定する内部モデル手法を準用して信用リスク・アセツトの額を算出することができる。この場合において、同項中「保有する株式」とあるのは「保有するエクスボージャー」と、「株式等エクスボージャー」とあるのは「エクスボージャー」と読み替えるものとする。

一 保有するエクスボージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。

二 保有するエクスボージャーが金融商品取引法第二百九十二条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 保有するエクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。

5 内部格付手法採用組合は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に計算することができず、第一項及び第二

5

内部格付手法採用組合は、第二項の場合において、保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポートヤーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときは、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを当該エクスポートに適用して当該総額を算出することができる。

6 前項の規定により保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出する場合にあっては、当該裏付けとなる資産等のエクスポートの信用リスク・アセツトの額を、次の各号に掲げる当該エクスポートの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポートヤー 前項の第三者を当該株式等エクスポートヤーを直接保有する内部格付手法採用組合とみなして、第二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポートヤーにあっては、第一百四十一條第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポートヤー 前項の第三者を当該証券化エクスポート

項の規定によることができず、かつ、当該エクスポートヤーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポートヤーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポートヤーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポートヤーの信用リスク・アセツトの額とすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この場合において、「株式等エクスポートヤー」とあるのは、「エクスポートヤー」と読み替えるものとする。

トジヤーを直接保有する内部格付手法採用組合とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポートジヤーにあっては、第二百三十二条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポートジヤー以外のエクスポートジヤー 前項の第三者を当該エクスポートジヤーを直接保有する標準的手法採用組合とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たつては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれていての場合に

7

あつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8

内部格付手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、資産運用基準が明示されているときには、保有エクスボージャーの額に、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額とすることができる。

前項の場合において、内部格付手法採用組合が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出するに当たつては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセツトの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスボージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスボージャー 当該内部格付手法採用組合を当該株式等エクスボージャーを直接保有する者とみなして、第一百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合に

において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスボージャーにあっては、第二百四十二条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスボージャー 当該内部格付手法採用組合を当該証券化エクスボージャーを直接保有する者とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスボージャーにあっては、第二百三十二条に規定する外部格付準備方式に限る。）により」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスボージャー以外のエクスボージャー 当該内部格付手法採用組合を当該エクスボージャーを直接保有する標準的手法採用組合とみなして、第二百二十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与

信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

9| 内部格付手法採用組合が、第二項又は第七項の規定により保有エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、次の各号に掲げる割合に当該各号に定める値を乗じる調整を行つた上で信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られる割合が千二百五十パーセントを超える場合には、当該割合は、千二百五十パーセントとする。

10| 一 第二項の割合 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値
二 第七項の割合 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

10| 内部格付手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスボージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該保有エクスボージャーに用いて信用リスク・アセットの額を算出することができる。

11| ト
一 二百五十分ペーセント以下 二百五十分ペーセント
二 二百五十分ペーセントを超えて四百分ペーセント以下 四百分ペーセント

11| 内部格付手法採用組合は、第二項各号に掲げる要件を満たすこと

ができず、かつ、第七項及び前項の適用を受けることができないと
きには、保有エクスボージャーに千二百五十パーセントのリスク・
ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする
。|

(情報の利用)

第百六十二条　〔略〕

2　〔略〕

3　内部格付手法採用組合は、エクスボージャーに対して格付を付与
し、又はエクスボージャーをプールに割り当てる際の主要な要素と
して外部信用評価機関又はそれに類する機関（第百八十九条第三項
第三号において「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付
（第百七十六条第二項第三号及び第百八十九条において「外部格付
」という。）を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入
れるものとする。

(株式等エクスボージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百五十五条　内部格付手法採用組合は、第百四十七条に規定
する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、行政庁の承認
を受けるものとする。

(情報の利用)

第百六十二条　〔同上〕

2　〔同上〕

3　内部格付手法採用組合は、エクスボージャーに対して格付を付与
し、又はエクスボージャーをプールに割り当てる際の主要な要素と
して外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入
れなければならない。

(株式等エクスボージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百五十五条　内部格付手法採用組合は、第百四十七条に定め
る内部モデル手法を用いる場合（第百四十二条第四項において準用
される場合を含む。この場合、この款において「株式等エクスボー
ジヤー」とあるのは「エクスボージャー」と読み替えるものとする
。）は、行政庁の承認を受けなければならない。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセント)

第一百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

- ・アセントの額は、次の算式により算出した所要自己資本額(K_{CMi})に十二・五を乗じて算出する。

〔一～四 略〕

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 $\overline{DF_{cep}}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $\overline{DF_{cep}}$ は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

〔六・七 略〕

2

〔六・七 同上〕

2

〔同上〕

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセント)

第一百四十六条の七 〔同上〕

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 $\overline{DF_{cep}}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $\overline{DF_{cep}}$ は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

〔六・七 同上〕

2

〔同上〕

2

〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（リスク・ウェイトのみなし計算）</p> <p>第五十三条の四 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、保有するエクスボージャー（出資の性質を有するものに限る。以下この条、第一百二十七条第七項及び第一百四十四条において「保有エクスボージャー」という。）のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。</p> <p>2 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、保有エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下この条、第一百二十七条第七項及び第一百四十四条において「裏付けとなる資産等」という。）のエクスボージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体（以下この条及び第一百四十四条において「事業体」と総称する。）の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスボージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

一 当該農林中央金庫により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3

前項の場合において、標準的手法を採用した場合の農林中央金庫が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該農林中央金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4

農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、第二項の場合において、保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスボージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該エクスボージャーについて当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いることができる。

5

前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する農林中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6

農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであって、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以下この条及び第一百四十四条において「資産運用基準」という。）が明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる

資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を、
保有エクスポート・リージャーのリスク・ウェイトとして用いることができる。

7

前項の場合において、標準的手法を採用した場合の農林中央金庫が保有エクスポート・リージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該農林中央金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8

標準的手法を採用した場合の農林中央金庫が、第二項又は第六項の規定により保有エクスポート・リージャーのリスク・ウェイトを算出するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定める値を乗じる調整を行つてリスク・ウェイトを算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千二百

五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセントとする。

一 第二項のリスク・ウエイト
事業体の総資産の額を純資産の額
で除して得た値

二 第六項のリスク・ウェイト 前号に定める値であつて、資産運

用基準において許容される最大のもの

9 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであって、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定める比率を当該リスク・ウェイトとして用いることができる。

一一二百五十パーセント以下 一二百五十パーセント

二 一二百五十パーセントを超えて四百パーセント以下 四百パーセン

1

農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いるものとする。

(期待損失額)

第一百一十七条

7|| 内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫が、第一百四十四条の

7||
内部格付
略

(期待損失額)

第一百一十七条 「同上」

項を加える。

256 同上

規定により保有エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、同条第二項の場合において、保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポートが含まれるときは、当該エクスポート（同条第一項に規定する保有エクスポートに相当する部分に限る。）の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

（内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第一百二十九条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 農林中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポート、リテール向けエクスポート、株式等エクスポート及び証券化エクスポートについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第一百五十一条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第一百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポートの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第一百四十条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第一百五十五条の二の規定により算出される信

第一百二十九条 「同上」

（内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

一 農林中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポート、リテール向けエクスポート、株式等エクスポート及び証券化エクスポートについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第一百五十一条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第一百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポートの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第一百四十条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第一百五十五条の二の規定により算出される信

用リスク・アセツトの額並びに特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百四十四条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスボージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセツトの額の合計額

二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適用する部分につき、第二十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセツトの額の合計額。この場合において、同条中「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。

〔三・四 略〕

（マチユリティ）

第一百三十五条　〔略〕

2
〔略〕

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスボージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチユリティは

、一日以上の実効マチユリティを用いるものとする。

〔一・二 略〕

第十四条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセツトの額の合計額

二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適用する部分につき、第二十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセツトの額の合計額。この場合において、同項中「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。

〔三・四 同上〕

（マチユリティ）

第一百三十五条　〔同上〕

3 2
〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの

四 【略】

〔458 略〕

(内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットののみなし計算)

第一百四十四条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、保有エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を直接に算出することができないときには、当該保有エクスボージャーの信用リスク・アセットの額をこの条に規定するところにより算出するものとする。

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等のエクスボージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該エクスボージャーの額に当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスボージャーの信用リスク・アセットの額として用いるものとする。

一 当該農林中央金庫により十分かつ頻繁に取得されていること。
二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・ア

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四 【同上】

〔458 同上〕

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百四十四条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができない場合で、当該エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなときは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスボージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

2 前項に規定する場合において、当該エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスボージャーが含まれており、かつ、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスボージャーが占めるときは、当該エクスボージャーの額に、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスボージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスボージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することがで

セツトの総額を算出するに当たっては、当該農林中央金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第百二十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「信用リスク・アセツトの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセツトの額を含むものとし、第二百四十七条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第一百三十四条第五項又は第一百四十二条第五項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセツトの額とする」と、同条第二号中「と読み替えるものとする」とあるのは「と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫が前項の規定により保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポートの信用リスク・アセツトの額を当該各号に定める手法により算出するものとする。

きず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポートの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなるときは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセツトが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセツトの額を当該エクスポートの信用リスク・アセツトの額とすることができます。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクスポートについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 当該資産について内部格付が付与されていること。

二 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部格付」という。）が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、保有するエクスポートの信用リスク・アセツトの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポートの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポートが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に規定する内部モデル手法を準用して信用リスク・アセツトの額を算出することができます。この場合において、同項中「保有する株式」とあるのは「

一 当該農林中央金庫が第百二十五条第二項の規定により株式等エクスポートに標準的手法を適用している場合において、保有エクスポートの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポート

ボーディヤー 前条第三項第一号に掲げる手法

二 当該農林中央金庫が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスポートヤーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポート（前条第一項第二号に掲げる手法を適用する株式等エクスポートを除く。）前号に定める手法

三 前号に規定する保有エクスポートの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポート 第二百三十三条に規定する外部格付準拠方式

5 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、第二項の場合において、保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポートに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを当該エクスポートに適用して当該総額を算出することができる。

6 前項の規定により保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスポートの信用リスク・アセットの額を

保有するエクスポート」と、「株式等エクスポート」とあるのは「エクスポート」と読み替えるものとする。

一 保有するエクスポートが金融商品取引法第百九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

二 保有するエクスポートの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。

5 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、保有するエクスポートの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスポートの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であって、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポートの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポートの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポートの信用リスク・アセットの額とすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この場合において、「株式等エクスポート」とあるのは、「エクスポート」と読み替えるものとする。

、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 前項の第三者を当該株式等エクスポージャーを直接保有する内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして、第一百二十九条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあっては、第一百四十三条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして、第一百二十九条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポージャーにあっては、第二百三十三条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前

項の第三者を当該エクスポートヤーを直接保有する標準的手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「第五節」とあるのは「第四章第五節」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであって、資産運用基準が明示されているときには、保有エクスポートヤーの額に、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポートヤーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合

を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

8

前項の場合において、内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 当該農林中央金庫を当該株式等エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第一百二十九条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあっては、第一百四十三条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 当該農林中央金庫を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第一百二十九条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポージャーにあっては、第二百三十三条に規定する外部

格付準拠方式に限る。)により」と読み替えるものとする。

- 三| 前二号に掲げるエクスポート・ジャヤー以外のエクスポート・ジャヤー 当
該農林中央金庫を当該エクスポート・ジャヤーを直接保有する標準的手
法を採用した場合の農林中央金庫とみなして、第二十五条の規定
を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」と
あるのは「額(第二号に掲げる額を除く。)の合計額をいう」と
「第五節」とあるのは「第四章第五節」と、同条第一号中「次
節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第
四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「
与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二
百四十七条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とす
る派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス
取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗
じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相
當額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものと
する。

内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫が、第二項又は第七
項の規定により保有エクスポート・ジャヤーの信用リスク・アセットの額
を算出するときには、次の各号に掲げる割合に当該各号に定める値
を乗じる調整を行つた上で信用リスク・アセットの額を算出するも
のとする。ただし、当該調整の結果として得られる割合が千二百五
十ペーセントを超える場合には、当該割合は、千二百五十五ペーセン
トとする。

一 第二項の割合 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た

値

二 第七項の割合 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

10 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスボージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該保有エクスボージャーに用いて信用リスク・アセツトの額を算出することができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超えて四百パーセント以下 四百パーセント

11 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスボージャーに千二百五十分の八百のリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセツトの額を算出するものとする。

(情報の利用)

2 第百六十二条 「略」

(情報の利用)

2 第百六十二条 「同上」

3 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、エクスボージャーに対して格付を付与し、又はエクスボージャーをブールに割り当てる際の主要な要素として外部信用評価機関又はそれに類する機関（第一百九十三条第三項第二号において「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（第一百七十七条第二項第三号及び第一百九十条において「外部格付」という。）を用いるときには、それ以外の関連する情報も考慮に入れるものとする。

（株式等エクスボージャーに対する内部モデル手法の承認）

第二百六条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、第一百四十三条第七項に規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けるものとする。

（株式等エクスボージャーに対する内部モデル手法の承認）

第二百六条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、第一百四十三条第七項に定める内部モデル手法を用いる場合（第一百四十四条において準用される場合を含む。この場合、この款において「株式等エクスボージャー」とあるのは「エクスボージャー」と読み替えるものとする。）は、農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けなければならない。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十七条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額(K_{CMI})に十二・五を乗じて算出する。

〔一〕四 略

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該

3 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、エクスボージャーに対して格付を付与し、又はエクスボージャーをブールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十七条の八 「同上」

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

〔一〕四 同上

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該

区分」とに算出する。この場合において、 $\overline{DF_{cep}}$ が当該区分」とに分別管理されていないときは、当該区分」との $\overline{DF_{cep}}$ は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

〔六・七 略〕

2
〔略〕

区分」とに算出する。この場合において、 $\overline{DF_{cep}}$ が当該区分」とに分別管理されていないときは、当該区分」との $\overline{DF_{cep}}$ は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

〔六・七 同上〕

2
〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。